

令和8年度鳥獣被害実態把握調査業務委託公募型企画提案募集要領

1 趣旨

静岡県では、令和2年度から全県を対象に鳥獣被害の実態把握を目的とした調査を実施している。本県における鳥獣被害の傾向を継続的に把握し、調査結果を踏まえた鳥獣被害対策を講じるため、本募集要領に基づき委託業務内容について企画提案を募集する。

2 公告

令和8年7月1日（水）に静岡県ホームページ内「令和8年度鳥獣被害実態把握調査業務委託公募型企画提案募集について」に掲載する。

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県経済産業部農業局食と農の振興課 課長 田林大介
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部農業局食と農の振興課地域農業班

4 業務概要

- (1) 業務名称
令和8年度鳥獣被害実態把握調査業務委託
- (2) 業務内容
別添「令和8年度鳥獣被害実態把握調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

5 契約限度額

1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を超えたものは失格とする。

6 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 企画提案参加方法に係る事項

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	令和8年7月1日（水）
質問の受付	令和8年7月8日（水）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年7月22日（水）午後5時まで
選定対象者の決定通知	令和8年7月24日（金）
書面審査	令和8年7月27日（月）
審査結果の通知	令和8年7月29日（水）

(2) 質問及び回答

質問事項がある場合は、電子メールにて令和8年7月8日（水）午後5時までの期間に受け付ける。なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

回答は質問提出期限終了後に一括してホームページ内に公開する。

(3) 企画提案書の提出

参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出期間	令和8年7月22日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メール、持参又は郵送とする。 （電子メールにて提出した場合は、提出の旨電話連絡すること）
提出先	静岡県経済産業部農業局食と農の振興課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①企画提案書かがみ（様式1） ②企画提案書（様式任意） <ul style="list-style-type: none"> ・日本産業規格A4用紙20ページ以内、カラー印刷とする。 ③参加資格確認書類（様式任意） <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要（法人の概要がわかるパンフレット等）、直近1年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） ④見積書（様式任意） <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた事業の実施に係る費用を記したもの（「〇〇業務一式」としないこと）。なお、以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 備品等財産取得に関する経費 イ 提案者の業務と区別できない経費 ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

	<p>⑤過去の実績（様式任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様の委託業務の受注実績がある場合は、それを証明する資料。 <p>⑥社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等、SDGsの達成に向けた取組等）が分かる書類</p>
提出部数	<p>①：1部</p> <p>②、③、④、⑤、⑥：4部（正本1部、副本3部）</p> <p>※電子データでの提出の場合は、副本の提出は不要。</p>
提案件数	<p>企画提案は、1社団体・個人につき1件とする。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「企画提案書」の内容については契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により実施内容を決定する。 ・上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。 ・手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ・企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ・企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式2）を提出すること。 ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。また、条例に基づく情報公開請求の対象となる。 ・次のいずれかに該当する提案は無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 別途仕様書に定める契約限度額を超えるもの イ 提出期限を過ぎて提出されたもの ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの エ その他企画提案に関する条件に違反したもの ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

（4）選定対象者の決定

ア 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「エ 選定対象者の選定基準」により書面にて選定し、評価点の高い5者を選定委員会の対象とする。なお、評価点と同じ場合は、調査結果の地図化の実績、調査結果の効果的な活用研修の実績の順に評価点を比較し、順位付けを行う。

イ 選定対象者に選定された者に対しては、令和8年7月24日（金）までに選定通知書（様式3）を電子メールにより通知する。

ウ 選定対象者に選定されなかった者（以下、非選定者という。）に対しては、令和8年7月24日（金）までに選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書（様式4）に記載し電子メールにより通知する。

エ 選定対象者の選定基準

区分	評価の着目点	配点
過去の実績	調査結果の地図化の実績	① 3点

	・地図化された調査結果が分かる資料を添付 ① 2事例以上 ② 1事例 ③ 0事例	② 1点 ③ 0点
	調査結果の効果的な活用研修の実績 ・研修内容が分かる資料を添付 ① 2事例以上 ② 1事例 ③ 0事例	① 6点 ② 2点 ③ 0点

8 選定に係る事項

(1) 選定方法

選定は、静岡県が別に定める委員により組織された選定委員会において、(2) 審査基準に基づき審査し、委託予定事業者を選定する。

審査は、提出された提案書により行う書面審査とする。

(2) 審査基準

評価項目	評価内容	点数
地図化業務	・集計データを地図上にプロットし、WEB 媒体で公開することで、誰でも手軽に本調査結果の情報を入手できる内容となっているか。	25
効果的な活用研修業務	・市町をはじめとする関係機関に対し、調査結果を広く活用してもらうため、地図化したデータ等の効果的な活用方法を学べる内容となっているか。	25
企画提案力	・本業務の趣旨を踏まえ、鳥獣被害対策の推進につながる企画提案となっているか。	20
実施体制	・業務遂行に必要な人材を配置するなど、業務を確実に実施し、期限内に履行できる体制を整えているか。	10
実現可能性	・具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されて、仕様書の要件を確実に満たし、実現可能な企画となっているか。	10
経費見積もりの妥当性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。また、見積額及び積算内訳、根拠は適切か。	5
社会的取組	・社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等、SDGs の達成に向けた取組)に積極的か(例：えるぼし認定(厚生労働省)やパートナーシップ構築宣言等)。	5
計		100

(3) 審査結果の通知

・審査結果は、電子メールにて全ての応募者に令和8年7月29日(水)までに通知する。

なお、委託先として選定した事業者はホームページ内に公表する。

・非選定通知を受け取った者は、令和8年7月30日(木)から8月5日(水)までの期間内で、電子メールにて非選定理由について説明を求めることができる。

9 契約方法

・静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴する随意契約を行い、契約を締結する。

- ・契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 提出先及び問合せ先

静岡県経済産業部農業局食と農の振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（県庁東館 8 階）
電 話 054-221-2749 FAX 054-221-1123
メール shokunou@pref.shizuoka.lg.jp